

意 08－05

分権改革と道州制に関する 基本的な考え方

2008年7月

社団法人 関西経済連合会

目 次

はじめに：今こそ地域発の抜本的改革を.....	1
1. なぜ分権改革と道州制が必要か.....	3
(1) グローバル競争の下で地域が魅力を高め競い合う	3
(2) 府県域を越える広域圏の地域経営力が問われている	3
(3) 中央政府と都道府県を抜本的に変革する道州制の導入	4
(4) 抜本的な分権改革と道州制の導入で期待できるメリット	4
2. 抜本的な分権改革と自治体の自己改革が不可欠.....	6
(1) 自治体の自由度を高める分離型行政への転換	6
(2) 自治体における行政改革の断行と住民の意識改革	7
(3) 国と地方の税財政制度に関する検討	7
(4) 国の組織のスリム化・再編に関する具体的検討	8
3. めざすべき道州制の姿.....	9
(1) 道州政府の役割と事務権限等の配分	9
(2) 地域特性に応じた道州と基礎自治体との役割分担	9
(3) 道州の長と議会のあり方	10
(4) 人材確保の重要性	10
(5) 住民の判断による区割り決定	11
4. 道州制実現のための着実なプロセス.....	12
(1) 目標期限・移行期間の設定と広域連合制度の活用	12
(2) 本格的な検討機関の設置と地方意見の反映	13
(3) 関西モデルを先行事例に（イメージ図参照）	13
(4) 関経連の取り組み	14

はじめに：今こそ地域発の抜本的改革を

関経連は、1955年に初めて道州制構想を提唱するなど、都道府県を越える広域的な自治組織のあり方について、長年にわたり提言を重ねてきた。その内容は時代状況の変化に応じて変遷してきたが、いずれも日本の政治行政体制に対する強い危機意識と分権型社会の実現に向けた強い思いが一貫して流れている。

最近の提言は2003年2月に公表した「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案」である。国に求める制度改革の考え方と「州制」の創設など具体案を提言する一方、分権改革後の関西の地域像と地方政府のあり方を示し、それらの実現に向けて関西のみならず全国の各地方が具体的な行動を起こすことが改革を加速すると提唱した。

この提言に基づく具体的行動として、関経連の呼びかけに応じ、関西の府県・政令市と経済団体が参加し、分権改革の諸課題を幅広く議論する関西分権改革研究会が2003年7月に発足した。その後、分権改革の検討組織は段階的に発展し、昨年7月には既存の広域連携組織を統合して関西広域機構が発足、同機構に設置された分権改革推進本部において、本格的に関西広域連合（仮称、以下省略）の検討が行われるところまで進展をみた。

本年3月に開催された同本部の会議では、知事・政令市長、経済団体トップが率直に意見交換し、本年夏頃に関西広域連合の「最終骨格案」をとりまとめて設置に関する基本合意を行い、詳細検討に移行することを申し合わせた。わが国初となる複数の府県による広域連合として、順調にいけば関西広域連合は2009年7月に設置され、関西から分権改革を実現するための橋頭保が築かれることになる。

このように、関西が着実に分権改革を推進する一方で、国においても、分権改革をめぐる動きがみられる。まず、いわゆる三位一体の改革が実行され、3兆円の税源移譲などが実現した（ただし、この改革については、地方の自立と責任の確立という観点からみると、残念ながら十分な評価に値するものではない）。また、第28次地方制度調査会が2006年に「道州制のあり方に関する答申」を行った。さらに、2007年には、地方分権改革推進委員会が設置され、第2次分権改革の諸課題について本格的な議論が行われているところである。道州制をめぐる動きについても、主

に北海道を対象とする道州制特区推進法が制定されたほか、道州制ビジョン懇談会、自民党道州制推進本部、日本経団連がそれぞれ報告をまとめるなど活発化している。

以上のような国、関西における分権改革や道州制に関する機運の高まりを捉え、全国の各地方がさらに積極的に声をあげ、国民の意識を盛り上げることによって、大きな山を動かすことがわれわれの強い願いである。そのために、ここに、望ましい分権改革の方向とめざすべき道州制の姿について、関経連としての基本的な考えを整理し、以下の通り提言する。

1. なぜ分権改革と道州制が必要か

(1) グローバル競争の下で地域が魅力を高め競い合う

わが国の国際競争力の凋落は危機的状況にある。世界では、米国、EU、アジアの3大ブロックが熾烈な競争を繰り広げており、こうした激化するグローバル競争にわが国が勝ち残り、持続可能な経済社会を形成するためには、内外の情勢変化に柔軟かつスピードを持って対応し、資源を最大限に有効活用するとともに、国全体として多様性を発揮することが重要である。

そのためには、現状の東京一極集中型の構図から脱し、全国の各地域が自らの強みを見定め、独自のビジョンをもって、資源投入の選択と集中を進め、創意工夫を発揮することにより競争力強化を図り、かつ、競い合うことによって、国全体の競争力を高めていかなければならない。

これを可能にするには、国のあり方を現在の中央集権型から分権型に変革し、地方が自ら考え、判断し、責任を持って行動できる体制をつくりあげる分権改革が必須である。

(2) 府県域を越える広域圏の地域経営力が問われている

産業・科学技術振興や観光戦略などの地域発展政策、空港・港湾・高速道路などの広域基盤整備、地球環境対策をはじめ、広域的な規模で地域独自の政策を立案し、実行することが必要な課題が山積している。

また、成熟化社会に入ったわが国にとっては、新たな成長・発展の源泉として都市の果たす役割が大きい。都市には、高度な情報や人材が集積し、それらが相互作用しながら価値や活力が生み出される。それぞれの都市は自らの競争力を高め、地域の経済社会をリードしていかなければならない。一方で、未曾有の人口減少時代を迎えるわが国では、既存都市間の広域的な連携と役割分担を図って圏域全体の魅力を高め、都市と農村との連携を強化することで快適な暮らしやすい生活環境を維持することなど、既存の行政区域を超えたさまざまな政策課題が表面化している。

とりわけ関西では、これまで個性ある京阪神の三大都市が切磋琢磨しながら圏域を牽引してきたが、今後は、関西全体を広域的にとらえたうえで経済活性化や基盤

整備等を図り、一層の競争力強化に重点的に取り組むとともに、大都市圏と周辺部が近接している特性を生かしながら相互補完の実効を上げ、圏域の総合力を高めることを強く求められている。

このような状況に対応するためには、現行の都道府県の区域や事務権限で処理するには限界がある。経済活動や住民の生活範囲の広域化に伴って量的質的に増加する行政需要を適切に処理しつつ、国の出先機関と府県と市町村の二重・三重行政を克服し、さらに、地域独自の政策により国際的な競争力を発揮する観点からも抜本的な改革が迫られている。広域的な視点に立って都市間の競争と協調をバランスさせることのできる、適切な規模の広域自治組織と施策がぜひとも必要である。

(3) 中央政府と都道府県を抜本的に変革する道州制の導入

道州制の導入は、中央政府の変革と国から地方への抜本的な分権改革を前提として、現行の都道府県を越える広域の圏域単位に、新たな広域自治体、すなわち道州政府を創設し、各道州政府が地域経営の主体として、自己決定、自己責任のもと、自立した経済社会圏の活性化に取り組む体制を築こうとするものである。

したがって、道州制の導入は、単に都道府県を合併するものではなく、明治以来の強固な中央集権体制を担ってきた中央政府と都道府県を抜本的に変革し、真の地方分権を確立するものと言うことができる。これを成し遂げることが、熾烈な国際競争を繰り広げているグローバル社会においてわが国が健全に生き残る唯一の道と言っても過言ではない。

(4) 抜本的な分権改革と道州制の導入で期待できるメリット

抜本的な分権改革としての道州制の導入が実現し、地域のたゆまぬ自助努力と工夫がなされれば、住民や国民にとって、例えば、次のようなメリットが期待できる。

- ①地域や人々の多様性が尊重される、個性豊かな国家・社会が実現する
- ②府県域を越える広域圏単位で地域の魅力が増し、競争力が強化される

(産業振興、企業誘致、雇用開発、基盤整備などの政策に関して、地域が独自性を発揮することができる)

- ③地域のことは地域で考え、実行する仕組みを構築することによって、受益・負担の関係が明確化され、国・地方を通じた行政改革・財政再建・効率経営や、地域特性に応じたサービス供給などの住民ニーズに応えることが可能となる
- ④国の役割を限定することにより国家戦略分野の充実強化が図られ、国際社会での地位向上が期待できる
- ⑤全国画一的でない特色ある地域経営の努力を競い合うことによって、地域間格差が縮小の方向へ向かうことが期待される

【参考】

関経連地方分権委員会は、2008年4月に欧州を訪問し、フランスの地方分権改革の状況と欧州連合（EU）の地域振興政策等についての調査を実施した。調査結果のなかから、本提言の参考となるポイントは以下の通りである。

○地域の競争力強化を重視するEU

EUは国境のない単一市場（域内市場）と単一通貨によってグローバルな競争に打ち勝つことを主な目的とし、拡大・深化を続けている。単に国境をなくすだけではなく、その底流には、個々の地域を重視する思想が流れている。なぜならば、競争力の源泉は国よりもむしろ地域にあるという考え方に立つからである。

すなわち、地域（州単位のような）がもつ潜在力を発揮し、互いに競い合うことによって競争力を強化することが、EU全体の競争力向上に貢献するという発想であり、現在のところ、この政策は功を奏しているように見える。

もともとヨーロッパは個性的な文化を有する国が多く、その多様性こそがヨーロッパの魅力であり、強さになっていたのであるが、今は地域の多様性を生かすことに重点が移っている。

○州を経済開発の担い手とし、分権改革を進めるフランス

EUの大きな流れに沿い、州単位での経済開発の強化という形で分権改革を進めているのがフランスである。1982年に地方分権改革法を施行して「州」を地方自治体と規定し、2003年には憲法を改正して地方分権化を徹底した。州には経済開発、職業訓練、広域インフラ整備などの権限とそれに見合った財源が与えられ、県や基礎自治体と連携、役割分担しながら地域の活性化に取り組んでいる。

一国の根幹的な制度改革に踏み込んだ憲法改正とその後の関連改革は、いまだに様々な軋轢や問題を生じさせてはいるが、グローバルな競争における地域の重要性に対する認識は一切揺らいでいない。

2. 抜本的な分権改革と自治体の自己改革が不可欠

道州制の導入という制度改革は、分権改革の残された課題が困難であればあるほど、それらを一気に解決するために断行するという主張が行われることも多い。しかし、このために、道州制が導入されるまでは抜本的分権改革は進まないという理屈になっては本末転倒である。むしろ、道州制を導入する前に、必要な改革をできる限り実行し、地方分権を徹底して進めた結果として実現するわが国の新しい統治機構の姿が道州制であると考えべきである。

国と地方の役割分担の見直し、自己決定・自己責任の確立等を基本的な考え方として、道州制を導入する前に行うべき改革と道州制の導入に備えて検討すべき課題の方向性を以下に示す。

(1) 自治体の自由度を高める分離型行政への転換

現行では一つの事務に複数の主体（国、都道府県、市町村）が関与する、いわゆる融合型の行政が主流となっているが、そのために責任の所在が不明確になり、国と地方のもたれあい構造を生んでいることは否定できない。これを改めるためには、補完性の原則のもとで役割分担と財政責任を一体化し、政策制度の企画立案から実施までを一つの主体が担当する分離型の行政へと転換し、自治体の自由度を高めることが望ましく、そのための条件整備を行う必要がある。

- ①税財政に関する「三位一体の改革」が行われたが、地方の役割に応じた自主財源の確保という観点からは中途半端に終わったことは否めない。「三位一体の改革」の第二弾とも言うべき改革を行うべきである。
- ②自治体の自治立法権を強化する観点から、国が定める法令の規律密度の緩和を推進すべきである。
- ③分離型行政のもとで、国と地方は完全に対等の関係に立ち、地方が責任をもつ行政事務について問題が生じた場合には、司法を含めた新たな制度の構築により解決を図るべきである。

(2) 自治体における行政改革の断行と住民の意識改革

分権改革と道州制導入の大前提となるのは地方自治体における行政改革の断行とガバナンス、コンプライアンスの強化である。

まずは現行の都道府県および基礎自治体において、既定概念にとらわれることなく、徹底した歳出削減努力を行うとともに、民間の手法や知恵を取り入れた行政改革による自治体経営の合理化・効率化が不可欠である。

また、自治体内の意思決定のプロセスをはじめ、情報公開の徹底を図り、自治体のガバナンス、コンプライアンスを強化し、自治体経営への住民の関心と信頼を高める必要がある。さらに、選挙の投票率を高めるよう住民にも意識改革を求めるべきである。

地方自治体が自己責任のもと痛みを伴う改革に努めることなしには分権改革の前進はありえないし、望ましい道州制は実現しない。

(3) 国と地方の税財政制度に関する検討

抜本的な分権改革の最大の課題の一つが税財政制度の改革である。自治体の行政運営を国に依存しない体制にするため、財政の自立を図ることが不可欠であり、道州制の導入に備えて、具体的には次の課題について検討が必要である。

ア) 道州と基礎自治体への税源配分と課税自主権の拡大

道州や基礎自治体が自立的な地域経営を可能とするための十分な財源を確保する観点から、現行の国税である消費税、所得税のかなりの部分を道州、基礎自治体に移譲することが望ましい。

法人税については、地域による偏在性が高い反面、道州による企業誘致努力の結果が税収増に反映する側面を評価し、一定の割合を道州へ移譲するよう検討すべきである。ただし、企業の国際競争力を維持、強化する観点から、抜本改革時に国税・地方税のネットで法人減税になるよう徹底すべきである。

自立的な地域経営を行うための財源確保の手段の一つとして、道州に配分される税目については、その税率等を道州が自由に決定できるよう、課税自主権を拡大すべきである。

イ) 補助金の大幅圧縮と交付金化

道州や基礎自治体が実施する事務・事業については、自主財源で賄うことを原則とし、現行補助金を大幅に圧縮する。残さざるを得ないものについては透明性の高い交付金か委託金を原則とする。

ウ) 地方交付税制度の廃止と水平的財政調整制度の導入

地方交付税制度は廃止し、道州間、基礎自治体間の財政を水平的に調整する新しい制度を導入する。あらかじめ基本ルールを定め、原則として国が関与せずに自動的に調整する仕組みとし、問題が生じた場合には国と地方が対等の立場で調整する組織において解決を図るべきである。

自治体間の格差是正については、例えばインフラを全国一律に高水準に整備するようなものではなく、最低限の国民生活を保障する程度とする。

エ) 徴税を一本化する仕組みの導入

道州制導入を機に、納税者の事務負担の軽減を目的として、国税と地方税の徴税を簡素化するために、例えば、国と道州が共同で徴収機関を設けて徴税を一本化し、税収を国、道州、基礎自治体へ自動的に按分する仕組みを検討すべきである。

(4) 国の組織のスリム化・再編に関する具体的検討

道州制はわが国を分権型社会に変革するための手段であり、分権改革を断行した結果として実現するものでなければならない。それは1府12省庁からなる強固な中央集権型の統治機構全体を抜本的に再編成することと同義である。内政に関する企画立案機能を含む権限を地方に移管し、本省の組織をスリム化・再編し、地方出先機関を廃止することを基本とすべきである。その具体的検討を道州制の制度設計と同時または先行して行うべきである。

併せて、国会議員の定数削減はもとより、参議院の性格や選挙制度の見直しも聖域視することなく行うべきである。

3. めざすべき道州制の姿

(1) 道州政府の役割と事務権限等の配分

道州制を導入し、抜本的な分権改革を実現したあかつきには、広域自治体たる道州と基礎自治体の二層制を原則とし、この両者の役割分担だけで地域行政が完結し、国は外交・防衛など主として対外的な役割を重点的に果たすこととすべきである。

このため、道州政府の役割の設定とそれに見合う権限、財源、人材の配分を次のように行うべきである。

- ①道州を広域自治体と位置づけて地域経営の主体とし、グローバル競争に対応するための行政分野を中心に政策企画立案と実施にあたる。
- ②上記に必要な事務権限と税財源と人材を国から道州に移す。事務・事業を移譲する際には、必ずそれに見合う税財源を同時に移譲することを担保する。
- ③道州に移譲する権限にかかわる国の地方出先機関は廃止する。また、これらの出先機関をもつ本省の組織も大幅に縮小・改編する。
- ④現行の都道府県の事務権限のうち道州政府に移譲しないものは、基本的には基礎自治体に移譲する。道州政府は基礎自治体への関与や補完事務は原則として行わない。住民に身近な行政サービスを安定的に供給するのは基礎自治体の役割であり、その強化が大前提である。ただし、地域の実情を無視した強制的な合併促進や全国的な集約目標の設定などは行うべきではない。
- ⑤基礎自治体においては、国への強い依存心に立脚した行政運営を改める。単独の基礎自治体で処理できない事務がある場合は、広域連合の設置等により水平的に補完することを原則とする。
- ⑥国、道州、基礎自治体を通じて、民間に任せるべき仕事は民間に任せる。

(2) 地域特性に応じた道州と基礎自治体との役割分担

日本列島の国土・自然条件は多様であり、巨大都市圏から自然豊かな地方圏まで経済社会条件も一様ではない。したがって道州の規模にも差が生じざるをえない。道州と基礎自治体の二層制を基本とし、道州ごとの多様な地域特性に応じて独自の

地域経営と適切な行政サービスの提供ができるよう、道州の出先機関の設置を含め選択肢の多い制度とすべきである。

その際、道州と基礎自治体との事務配分については、国が一律に決めるのではなく、道州と基礎自治体が協議して決定するものとする。道州政府は基礎自治体の意向をできる限り尊重する必要がある。

(3) 道州の長と議会のあり方

新たに設置される道州は現行の都道府県とは異なり、府県域を越える広域圏の地域経営の主体となるため、その長は当該地域の発展を大きく左右する存在になる。したがって、その選任は直接民主主義の観点および有能なリーダー確保の観点から直接公選制にするとともに、長期政権の弊害を避けるために多選を禁止する。

議会には長を監視する役割のみならず、政策を積極的に提案する機能が強く求められる。議員の選挙制度についても、現行都道府県の制度をそのまま踏襲するのではなく、選挙方式・選挙区の見直しや定数削減などが必要である。

さらに、第三者機関によるチェック機能の充実も必要である。ただし国による過剰な監視は避けるべきである。

(4) 人材確保の重要性

国から大幅に権限・税財源を移譲される地方側にとって不可欠なのは、人材の確保である。

国家公務員を地方公務員へ大幅に移すとともに、能力・適性に応じた最適配置に配慮する。両者の資格を共通化するなど新たな仕組みを構築し、現行の国が上で地方が下というような上下関係を連想させるイメージを払拭する。さらに国と地方の水平的な人事交流や、道州内での民間人、学識経験者の登用などを通じて、地域経営や競争力強化の主体たる道州政府にふさわしい人材を確保・育成する。また、大学や研究機関との協力関係を深め、それぞれの地域が自前で育成する人材が地域発展の担い手になるという視点が重要である。

(5) 住民の判断による区割り決定

道州制の区割りは一律の基準で国が一方的に決めるべきではない。道州制の意義・目的や制度の骨格についての国民的な合意を形成しながら、地域において真剣に議論し、住民の判断に委ねるべきである。その際、考慮すべき点としては、文化・歴史、社会経済活動や住民生活の実態、交通体系の整備状況などがあげられる。住民の合意が得られれば、現行の都道府県域にこだわるべきではない。

仮に関西州の区域について想定するならば、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の6府県が当然必須であるが、これらと隣接する圏域についても、住民の意向を尊重しながら柔軟に考えるべきである。

4. 道州制実現のための着実なプロセス

道州制の導入は抜本的な分権改革であり、したがって道州制を実現するために幅広く国民や地方の意見を汲み入れながら議論を積み重ねることが不可欠である。広域連合の設置に向けた取り組みなどを通じて分権改革の成果やメリットを住民が真に実感することが道州制導入への強い推進力となるものであり、そのための着実なプロセスを実行すべきである。

(1) 目標期限・移行期間の設定と広域連合制度の活用

道州制の導入にあたって、まず最終的な全国一斉導入の期限（例えば、今から10年後の2018年）を設定する必要がある。それまでの期間を道州制への移行期間と明確に位置づけ、一部地域へ先行的に権限・税財源を移譲することにより本格導入に備えるべきである。

その際、現行地方自治法に基づく広域自治組織として、複数の都道府県による広域連合を設置する取り組みは、国の権限・税財源の受け皿づくりを地方自らが立案し実行するという、まさに分権改革そのもののプロセスであり、分権型道州制の実現に向けた最も有効なステップとして積極的に活用すべきである。

これに関連して、現行の道州制特区推進法では特定広域団体になるための条件を「3都府県以上の合併」に限定しているが、広域連合によるものも可能とすれば、全国各地域における取り組みが一層活性化し、道州制導入に向けた国民的議論の活発化につながると考える。

このほか、全国の各ブロックが取り組んでいる多様な分権改革の試みは、道州制のあるべき姿を模索する、有益な試行ともいうべきプロセスであり、相互に刺激しあいながら推進すべきである。その際、住民の関心を高めるためには、めざすべき道州制の姿はもちろんのこと、地域の経済的自立や一体感を確保するための道州の規模や区割りについても合わせて議論すべきである。

(2) 本格的な検討機関の設置と地方意見の反映

道州制の制度設計については、法律（例えば、道州制推進法（仮称））に基づいた検討機関として、総理大臣を長とする道州制推進委員会（仮称）を設置し、道州制の理念・目的、国の役割・権限の限定に関する詳細、道州、基礎自治体の役割・権限、税財政制度、区割りなどの重要課題について、国民的議論を起こしながら期限を区切って集中的に検討する。

政府に検討機関を設置する場合にも、間違っても「中央による検討結果に地方が無条件に従う」といった上下関係のもとで決定することにならないようにしなければならない。検討機関に地方自治体や地域の経済団体はじめ各界の代表をメンバーに加えるだけではなく、地方での公聴会や世論調査を繰り返し行うなど、国民的な議論を喚起し、地方の「生の声」を制度設計の段階から十分に取り入れるべきである。そのためには、地方が覚悟と責任をもって建設的な提案をすることが不可欠である。また、道州制が実現した後も、国と地方が対等の関係で意見調整できる場が必要である。

(3) 関西モデルを先行事例に（イメージ図参照）

関西広域連合は、もともと道州制の実現までには相当の期間を要するという前提のもとで、現行制度を利用して分権改革の実現に一步でも近づくための現実的手段として関経連が提案したものであり、地域における広域的な課題を解決するための方途であるとともに、国の事務や権限を移譲する受け皿としての役割を担うことをめざしている。

一方、関経連が指向する道州制は、国（中央の政治行政）のあり方の抜本的見直しを含めた新たな制度設計を要求するものであり、ともに分権型社会に移行するための大変革を起こしていく運動である。

現在、関西広域機構分権改革推進本部において検討中の関西広域連合の骨格案にもみられるように、立ち上げをスムーズに行うには、まず現行府県から事務を移管して、広域的な課題の処理にあたることが望ましい。そのうえで、将来的には広域連合を組織する自治体から移管する事務や国から移譲する事務を増やし、さらには国の出先機関を吸収していくという漸進的な発展が適切である。

関西広域連合が関西地域の広域的課題を解決する主体として成果を上げ、所掌する事務や権限を拡大することにより、「関西広域連合の成長発展モデル」は「分権型の道州制」を先行導入した姿を具体的にイメージできる格好の事例となる。

こうした地域発の取り組みこそが、地域の活性化のみならず、新しい国づくりに向けた抜本的な制度改革に対する国民の関心を一層高め、道州制の実現を加速する効果を持つと確信する。

(4) 関経連の取り組み

国のかたちを根本的に変える大改革を実現するためには、政治の強いリーダーシップが不可欠であることは言うまでもない。政治を動かすためには、何よりも地方分権や道州制に関する世論の盛り上がりを大きな推進力とすべきである。

関経連としては、以上のような考え方に基づき、関係各機関と連携・協力しながら具体的活動を続けていく。

ア) 関西広域連合設置の決定に向けた働きかけ

関西広域機構分権改革推進本部における関西広域連合設置についての検討が望ましい方向へ向かうよう強く働きかける。特に、2008年夏頃に、関西広域連合の具体案について関係自治体のトップ合意が行われ、所要の準備を経て2009年度上期に設置が実現するようよう求めていく。

関西におけるこうした分権改革の取り組み状況や全国の動きをみながら、分権改革の推進方策に関する関経連の全体戦略を確認・評価し、次のステップへ向けて運動を展開する。

イ) 全国の経済団体はじめ各界との連携・協力

道州制の実現に向けた共同提言・共同行動に努めるとともに、関西での取り組みについて正しい理解を得るための情報発信に注力する。

全国の経済団体、マスコミ、学界、国会議員、地方議員はじめ、意を同じにする各界・各層と連携・協力しながら提言・行動していく。

また、国政選挙において、分権改革と道州制導入に関して国民が意思を表明できるように、与野党がマニフェストで見解を明確にするよう働きかけていく。

以 上

道州制導入のステップ(イメージ図)

